

## 静岡県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			7.9E-1	9.4E+1	95.0
64	エトフェンプロックス	4.5E+1	4.0E+1	1.1E+1	7.3E+1	168.8
117	テブコナゾール				7.5E+0	7.5
139	トラロメトリン			1.1E+1	5.6E+0	16.7
140	フェンプロパトリン			5.2E+0		5.2
153	テトラメトリン	4.8E+2	2.2E+1	4.3E+2	2.9E-1	931.4
181	ジクロロベンゼン	1.0E+3	6.0E+2			1,618.4
225	トリクロルホン		2.1E+1			20.6
248	ダイアジノン		2.2E+0			2.2
251	フェニトロチオン		5.4E+2	6.6E+0		551.4
252	フェンチオン	1.1E+1	2.0E+2	1.1E+1		220.9
256	デカン酸				1.1E+1	10.8
350	ペルメトリン	5.9E+1	1.1E+2	3.6E+1	1.5E+2	359.9
405	ほう素化合物		2.2E-1	1.0E+2	3.4E+0	103.2
427	カルバリル			3.8E+2		376.9
428	フェノプカルブ			2.4E+2	4.1E+2	658.7
457	ジクロールボス	2.2E+2	2.0E+3			2,183.5
合 計		1.8E+3	3.5E+3	1.2E+3	7.6E+2	7331.0

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等